

こまくさクラブ理事・役員に関する規定

(理事の定義)

第一条：理事とみなす者は、次の事項のいずれかに該当する者とする。

- (1) 指導者（公認スキー指導員、公認スキー準指導員）の資格を有し、理事会において理事として承認された者。
- (2) 指導者の資格を有しない会員で、理事会において理事と見なされた者。

(理事の義務)

第二条：理事は次の義務を負うものとする。

- (1) 理事は、積極的にクラブ運営に努めなければならない。
- (2) 理事は、積極的にクラブ行事に参加しなければならない。
- (3) 理事は、理事会を構成し理事会の目的を執行しなければならない。

(理事資格の喪失)

第三条：理事が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により理事資格を喪失するものとする。

- (1) 指導者の資格を喪失したとき。
- (2) 年会費を2年続けて納入しないとき。
- (3) クラブの対面を著しく汚すような行為があったとき。
- (4) 理事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(理事会の目的と事業年度)

第四条：理事会の目的と事業年度は以下となる。

- (1) 理事会はこまくさクラブ役員の選定および運営に関する主たる業務を立案することを目的とする。
- (2) 理事会の事業年度は、毎年10月（総会后）に始まり翌年10月（総会まで）に終わる。

(役員の選任)

第五条：役員は、理事会を経て総会の決議によって選任する。

(役員の業務)

第六条：役員は次の役職を担当し、業務を遂行するものとする。

- (1) 役職は、名誉会長、会長、副会長、会計監査、会計、総務、渉外となる。
- (2) 役員は、積極的にクラブ運営に努めなければならない。
- (3) 役員は、積極的にクラブ行事に参加しなければならない。
- (4) 役員は、自己の職務の執行状況を理事会にて報告しなければならない。

(役員の期間)

第七条：役員の任期期間は次となる。

- (1) 10月（総会后）～翌年の10月（総会まで）
- (2) 任期は原則2年間とする（会計は除く）。ただし状況により再任も可能とする。

(役員の解任)

第八条：役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により役員資格を解任するものとする。

- (1) 役職上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 年会費を2年続けて納入しないとき。
- (3) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (4) クラブの対面を著しく汚すような行為があったとき。
- (5) 役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(規定の改廃)

第九条：この規定の改廃は、理事会を経て総会の決議による。

附則：本規定は2024年10月5日から施行する。

この規定の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

年 月 日

代表者住所：

代表者氏名：

